一般事業主行動計画
（次世代法・女性活躍推進法一体型）

◇計画期間　令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

◇取組内容

1、育児休業に関する規程の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。

2、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

●計画　①育児・介護休業法に基づく法人の「育児・介護休業等に関する規則」について、対象者だけでなく全職員向け広報文を作成し、年1回、個別に面接を実施し周知する。

3、職場と家庭の両方において男女が共に貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発

●計画　①上記1及び２に併せて、男性の育児休業、子の看護休業など、新たな「育児・介護休業法」について周知し、活用促進を図る。

②全職員に対し制度の利用を理由としたハラスメント防止のための研修を実施する。

4、女性労働者の積極的・公正な育成・評価にむけた上司へのヒヤリング

●計画　①性別や年齢に関わらず、全ての職員に対し年1回、面接を実施し、職務・職責について公正に評価し、将来の育成に役立てる。

～☆彡,*～,*☆彡,*～,*☆彡,*～,*☆彡,*～,*☆彡,*～,*☆彡,*～

「女性活躍推進法」に基づく情報公表事項

労働者に占める女性労働者の割合（令和7年4月1日現在）

66%

社会福祉法人いなほk会
iinahokai.jp